

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類

届出者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所〒

電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

申請者

当該法人の役員

動物取扱責任者

事項
1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3 法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4 法第10条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
5 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

備考

この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。